

令和8年度大阪府障がい福祉サービス等情報公表事務に関する実施要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障がい者総合支援法」という。）第76条の3及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18の規定による情報の報告及び公表について、大阪府知事（以下「知事」という。）が事業者から報告される情報の受理、調査及び情報の公表等の事務（以下「情報公表事務」という。）を実施するにあたり、事務を効率的かつ円滑に行うためこの実施要綱を策定する。

(基準日)

第2条 この実施要綱で定める基準日は、令和8年4月1日とする。

(実施期間)

第3条 この実施要綱で定める情報公表事務の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(報告の対象となる事業者)

第4条 報告の対象となる事業者は、基準日より前において障がい者総合支援法第76条の3第1項に規定する情報公表対象サービス等及び児童福祉法第33条の18第1項に規定する情報公表対象サービス（以下「対象サービス等」という。）について指定を受けている事業者とする。ただし、災害その他知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除く。

2 基準日以降、新たに対象サービス等の提供を開始しようとする事業者については、当該指定を受けたときに報告の対象となる。

(報告及び公表の方法)

第5条 対象サービス等に係る情報（以下「対象サービス等情報」という。）の報告、公表にあたっては、対象サービス等が都道府県や市町村等の圏域を越えて提供されている実態を踏まえ、利用者等の利便性を確保するために、インターネット上で全国の施設・事業所の対象サービス等情報が閲覧、検索できるよう、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障がい福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）を通じて一元的に行うこととする。

2 事業者は、公表システムを通じ知事へ報告することとする。

3 新たに対象サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定申請の際に別紙「情報公表システムにおける基本情報登録依頼書」を知事に提出するものとする。

4 知事及び事業者は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供及び閲覧等を行うものとする。

(報告の開始日)

第6条 報告の開始日は、基準日より前において指定を受けている事業者については、令和

8年5月1日とする。

- 2 基準日以降、新たに対象サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告の開始日は、当該対象サービス等の指定を受けた日とする。
- 3 障がい福祉サービス等事業者経営情報の報告は、当該障がい福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後とする。

(報告の期限)

第7条 報告期限は、基準日より前において指定を受けている事業者については、令和8年7月31日とする。

- 2 基準日以降、新たに対象サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告期限は、当該対象サービス等の指定を受けた日から1か月以内とする。
- 3 障がい福祉サービス等事業者経営情報の報告の期限は、当該障がい福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、3月以内とする。

(報告の内容)

第8条 基準日より前に対象サービスを提供した実績を有する事業者が報告すべき対象サービス等情報の内容は、それぞれ障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障がい者総合支援法施行規則」という。）第65条の9の8及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の30の4の規定に基づき、別添1基本情報及び別添2運営情報並びに別添3経営情報とする。

- 2 報告に当たっては、障がい福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・介護サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、障がい福祉サービス等事業との記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えない。

なお、この場合であっても、適切な分析に資するようにする観点から、別添3の経営情報に掲げる事項については、できる限り障害福祉サービス等事業に係る事項のみを報告するものとする。

- 3 基準日以降、新たに対象サービス等を提供する事業者については、別添1基本情報を報告する。
- 4 事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）は、直近の事業年度を終えた時点で作成したものとする。原則として財務諸表（事業活動計算書（損益計算書）、貸借対照表（バランスシート）及び資金収支計算書（キャッシュフロー計算書））を報告するものとするが、会計基準上求められていない等の事情がある場合、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類でも差し支えないものとする。
- 5 一人当たり賃金は、任意での報告を可能とするものであるが、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等が分かるような形での公表を可能とするものとする。

(公表の時期)

第9条 対象サービス等情報の公表の実施時期は、基準日より前において指定を受けている事業者については、報告後2か月以内とする。

- 2 基準日以降、新たに対象サービス等の提供を開始しようとする事業者については、公表

の実施時期は、報告後 1 か月以内とする。

(障がい福祉サービス等情報の更新の取扱い)

第 10 条 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、ホームページの URL 及びメールアドレスについては、対象サービス等を行う事業者及び事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該事項について修正又は変更があったときは、知事に報告を行うこととする。

2 前項に掲げる以外の事項について修正又は変更があった場合には、事業者は速やかに情報の更新を行うよう努めるものとする。

(命令を受けた事業者の取扱い)

第 11 条 事業者は、知事から、障がい者総合支援法第 76 条の 3 第 4 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 4 項の規定により、報告を行い、若しくは報告の内容を是正し、又は調査を受けることを命じられたときは、その命令に従わなければならない。

(苦情等の対応)

第 12 条 公表されている情報に関する利用者等からの苦情等に対応する窓口は、大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課指定・指導グループとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

